

新潟県警察職員の標準的な職及び標準職務遂行能力に関する訓令

平成28年 3 月17日

本部訓令第 5 号

[沿革] 平成29年 8 月本部訓令第13号、31年 3 月第 4 号、令和 2 年 3 月第10号、3 年 3 月第11号、8 年 3 月第 5 号改正

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第15条の 2 第 2 項の規定に基づく職員（地方警務官及び会計年度任用職員を除く。以下同じ。）の標準的な職及び同条第 1 項第 5 号の規定に基づく職員の標準職務遂行能力に関し必要な事項を定めるものとする。

(警察官の標準的な職及び標準的な職が表す職制上の段階に属する職)

第 2 条 県警察の警察官の標準的な職は、別表第 1 の左欄に掲げるとおりとし、標準的な職が表す職制上の段階に属する職は、標準的な職の区分ごとに、同表の右欄に掲げるとおりとする。

(一般職員の標準的な職及び標準的な職が表す職制上の段階に属する職)

第 3 条 県警察の一般職員の標準的な職は、別表第 2 の左欄に掲げるとおりとし、標準的な職が表す職制上の段階に属する職は、標準的な職の区分ごとに、同表の右欄に掲げるとおりとする。

(標準職務遂行能力)

第 4 条 別表第 1 の左欄に掲げる警察官の標準的な職及び別表第 2 の左欄に掲げる一般職員の標準的な職に応じた標準職務遂行能力は、別表第 3 の左欄に掲げる標準的な職ごとに、同表の右欄に掲げるとおりとする。

附 則

この訓令は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成29年 8 月15日本部訓令第13号)

この訓令は、平成29年 9 月 1 日から施行する。

附 則 (平成31年 3 月 8 日本部訓令第 4 号)

この訓令は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 2 年 3 月31日本部訓令第10号)

この訓令は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 3 年 3 月12日本部訓令第11号)

この訓令は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 8 年 3 月27日本部訓令第 5 号)

この訓令は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。